

副町長に 秋葉 宏和氏



前副町長の関口大樹氏の退任に伴い、4月1日に秋葉宏和氏（50歳）が就任しました。
秋葉氏は平成10年1月に埼玉県庁に入庁し、埼玉県立がんセンター主査、総務部人事課主査、保健医療部保健医療政策課主査、白岡市総合政策課主幹、福祉部福祉政策課主幹、農林部農業政策課調整幹などを歴任されています。



お疲れ様でした 前副町長 関口 大樹氏

関口氏は令和4年4月から副町長に就任し、町の振興発展に尽力されました。
3月29日の退職式では、大島町長から感謝状が贈呈されました。

4月役場人事

（ ）内は前職
※課長級以上

町長事務部局

昇格

企画総務統括監 秋山雄一

（企画課長）

参事兼環境対策課長 本多史

瀬口悦史（危機管理課課長補佐）
社会福祉課主幹兼課長補佐 峯尾治道（保険医療課課長補佐）

昇任

会計管理者兼会計課長 鳥海博（参事兼環境対策課課付課長）
土木課長 細田力（上下水道課主幹兼課長補佐）

異動

都市建設統括監兼上下水道統括監 中本雅博（会計管理者兼会計課長）
企画課長 澤田勝（DX推進・新庁舎整備室長）
総務課長 高山睦男（危機管理課長）
コミュニティ推進課長 影山歩（社会福祉課長）
社会福祉課長 小坂真由美（学校給食センター所長）
いきいき長寿課長 高橋利恵子（コミュニティ推進課長）
子育て支援課長 大塚健司（生涯学習課長）

退職（3月31日付）

戸井田隆（クリーンセンター所長）

教育委員会事務局

採用

学校教育課長 新田隆

昇格

教育次長 小林薫子（いきいき長寿課長）
学校給食センター所長 秋山純一郎（教育総務課課長補佐）

異動

生涯学習課長 濱野邦光（環境対策課長）
退職（3月31日付）
鈴木冬樹（学校教育課長）

議会事務局

昇格
議会事務局長 森田範仁（総務課長）

3月定例議会

令和6年3月定例議会は、2月27日に開会し、令和6年度一般会計予算など町長提出の議案28件を原案どおり可決し、3月19日に閉会しました。

主な町長提出議案

- 伊奈町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例＝子ども医療費支給に関し、支給制限を廃止するとともに、所要の改正をします。
- 伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例＝伊奈町第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料を定めるものです。
- 伊奈町空家等対策協議会条例＝町の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づく、伊奈町空家等対策協議会を設置したいものです。

ありがとうございました

♥令和5年度卒業生・卒業生保護者一同から各母校に、次のご寄附がありました。

- ・小室小学校…横看板一式
- ・小針小学校…大型モニター、モニタースタンド
- ・南小学校…ポータブルワイヤレスアンプ
- ・伊奈中学校…生徒用傘立て
- ・小針中学校…紅白幕（三張）
- ・南中学校…大型テレビ



児童クラブ支援員・補助員を募集します!

申・閏 子育て支援課⑨2160

夏休み期間中

業務内容▶夏休み期間中の昼間保護者のいない家庭の児童をお預かりし、健全育成を図るため、遊びなどを通じてさまざまな指導を行う学童保育の仕事です。

勤務時間▶7月17日(水)～8月28日(水)7時30分～18時30分のうち週3～5日(交代勤務、日曜・祝日除く)

勤務地▶町立小学校敷地内の各児童クラブ

※配属は応募状況などによります。

応募資格▶心身ともに健康で、児童と一緒に体を動かせる方

※資格の有無を問いません。学生(大学生・専門学生・高校生など)の方も応募できます。

募集人員▶20名程度

報酬▶時給1,113円

放課後など

業務内容▶放課後などに保護者がいない家庭の児童をお預かりし、健全育成を図るため、遊びなどを通じてさまざまな指導を行う学童保育の仕事です。

勤務時間▶原則平日14時～18時30分、土曜および夏・冬・春休み期間中7時30分～13時、13時～18時30分(半日交代勤務)週3日～(応相談)

休日▶日曜、祝日、有給休暇、夏季休暇

勤務地▶町立小学校敷地内の各児童クラブ

※配属は応募状況などによります。

資格▶①保育士・幼稚園・小・中・高校教諭などの資格を有する方、または児童クラブなどで勤務経験が2年以上ある方②資格不問・未経験者歓迎

募集人員▶①②ともに若干名

報酬▶①非常勤支援員…時給1,264円
②補助員…時給1,113円

児童クラブ保育料の免除

次に該当する世帯は、保育料および特別負担金を全額免除することができます。なお、免除申請は毎年度必要となります。(過年度分を遡って申請することはできません。)

- ☒ ①要保護世帯(生活保護世帯)
②準要保護世帯(就学援助世帯)

☒ 「児童クラブ保育料免除申請書」を子育て支援課に提出してください。

※②の方は「就学援助費支給認定決定通知書の写し(教育総務課発行)」が必要です。

閏 子育て支援課⑨2160

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。(外国人の方も受給できます。)

特別児童扶養手当に該当すると思われる場合は、ご相談ください。ただし、所得制限があります。また、受給要件に変更(転入・転出・氏名変更・児童数の増減など)があった場合は、お申し出ください。

※次の場合は支給されません。

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・子どもが障害による公的年金を受けられることができるとき
- ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

●支給額

重度の場合…1人につき月額55,350円

中度の場合…1人につき月額36,860円

※手当は1年に3回、4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)に4か月分ずつ支払われます。

閏 社会福祉課⑨2122

心身障害児通園施設 7月入所の申込

心身障害児通園施設とは、心身に障がいのある未就学児童(2～5歳児)を療育するための通園施設です。

受付期間▶5月13日(月)～24日(金)

必要書類▶①通園(利用許可)申請書②障害者手帳の写しまたは医師などの診断書もしくは意見書③家庭の状況・生育歴④現在の様子⑤入所希望調書

※①③④⑤子育て支援課で配布しています。

所在地▼

・北保育所内「もも」(内宿台5-214-3)

・ふれあい福祉センター内「いちご」(中央1-93)

閏 子育て支援課⑨2128